

大宮公園周辺道路問題検討委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 現在、大宮公園の主要施設である3つの競技場（双輪場・野球場・サッカー場）を含むエリアの整備により、大宮公園を『試合がある日もない日も楽しめる公園』とする大宮スーパー・ボールパーク構想（以下、「構想」という。）の実現に向けた検討が進められている。しかし、構想の実現にあたっては、県民から交通混雑のさらなる悪化を懸念する声が見られている。このため、構想の推進と合わせて交通混雑環境の現況把握や具体的な対策等を検討する大宮公園周辺道路問題検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行うものとする。

- (1) 県営大宮公園周辺道路網の交通量等の現況把握に関する事
- (2) 大宮公園再整備後の交通量等の推計に関する事
- (3) 道路管理者、交通管理者、公園管理者が行う具体的な対策に関する事
（道路網整備、道路使用の在り方、公共交通の在り方等）
- (4) 道路整備等において公園や街並みとの調和に関する事
- (5) 官民・国際連携、観光に関する事
- (6) 前各号に掲げる事項のほか、必要と認められる事項に関する事

(組 織)

第3条 委員会は、委員及び関係機関（以下「委員等」という。）の次に掲げる者をもって組織し、構成は別表1のとおりとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員

2 委員等の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員等が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委 員 長)

第4条 委員会に委員長を置くものとする。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理するものとする。

(会 議)

第5条 委員会の会議は委員長が召集し、会議を主宰する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者をオブザーバーとして会議に出席させることができる。

(アドバイザー)

第6条 委員長が必要と認めた場合は、協議内容に関して専門的な立場から助言を得るため、アドバイザーを依頼し、その説明又は意見を聴くことができる。構成は別表2のとおりとする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、埼玉県県土整備部県土整備政策課政策担当及びさいたま市建設局土木部土木総務課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は令和7年12月25日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

学識経験者

専 門	所 属	委 員
都市計画	埼玉大学大学院 理工学研究科 環境社会基盤部門	教授 菊池 雅彦 (委員長)
道路計画	埼玉大学名誉教授 ・ 日本大学客員教授	教授 久保田 尚
観光マーケティング	淑徳大学 経営学部 観光経営学科	教授 朝倉 はるみ
観光 ・ 交通行動	芝浦工業大学 工学部 土木工学課程	教授 楽 奕平

関係行政機関

専 門	所 属	委 員
道路行政	国土交通省関東地方整備局 大宮国道事務所	計画課長
道路管理者	さいたま市建設局土木部	道路計画課長 道路環境課長
交通管理者	埼玉県警察本部交通部	交通規制課長
公園管理者	埼玉県都市整備部	公園スタジアム課長 大宮公園事務所長
道路行政	埼玉県県土整備部	県土整備政策課政策幹

別表 2 (第 6 条関係)

アドバイザー

専 門	所 属	委 員
官民・国際 連携スキーム	国土交通省 国土技術政策総合研究所	企画部 国際研究推進室長 中洲 啓太
公園行政	国土交通省関東地方整備局	建政部 公園調整官 秋山 義典